年金お受取りのお客さま限定

『慶び』



ご利用いただける方

当金庫で年金を
❶すでにお受取りの方
❷お受取りをご指定いただいた方
❸お受取りをご予約された方（55歳以上）

預入限度額

1,000万円

※今後の市場環境等の変化によっては販売を中止する場合があります。

1年 年0.75%
（税引後：0.5976%）

3年 年0.85%
（税引後：0.6773%）

■初回満期日以降は、同じ期間の年金専用金利上乗せ定期預金「慶び」に自動継続されます。■当初預入金額が1,000万円未満で自動継続時に継続金額が1,000万円を超える場合は書替手続きが必要となります。満期日前の中途解約時には、当金庫所定の中途解約利率を適用します。

さらに３つの特典

特典１ 当金庫ＡＴＭ時間外手数料365日無料！
※年金お受取口座限定　※年金振込があった月の翌月１５日から無料になります。

特典２ お誕生月にＱＵＯカードプレゼント！

特典３ 中国５県宿泊施設割引クーポン券プレゼント！

島根中央信用金庫
〒693-0001　島根県出雲市今市町252-1　Tel（0853）20-1000

2026年11月25日現在

年金受給者専用金利上乗せ定期預金「慶び」商品概要

年金受給者専用金利上乗せ定期預金「慶び」は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期預金と同様のお取扱いとなりますので「預金規定集」にてご確認ください。

各種規定については https://www.shimanechuuou.co.jp/association/regulation.html にてご覧いただけます。

2026 年 11 月 25 日現在

商品名		年金受給者専用金利上乗せ定期預金「慶び」
取扱期間		取扱期間は定めません。ただし、市場環境等の変化によっては取扱いを中止することがあります。
ご利用いただける方		●当金庫で年金をお受取りの方 ●当金庫で年金お受取りを指定された方 ●当金庫で年金お受取りを予約された方（55 歳以上の方）
基本商品		スーパー定期・スーパー定期 300・大口定期
預入期間		【複利型】 預入金額 1,000 万円未満 3 年 【単利型】 預入金額 1,000 万円未満 1 年 預入金額 1,000 万円 1 年・3 年（自動継続は元金継続に限ります）
預入方法	預入方法	一括してお預け入れいただきます。
	預入金額	100 円以上 1,000 万円以内
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払戻いたします。
利息	適用金利	1 年 年 0.75％（税引後 0.5976％） 3 年 年 0.85％（税引後 0.6773％）
	利払方法	【複利型】満期日以後に一括して支払います。 【単利型】預入期間 1 年のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間 3 年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および 満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×10％）により計算します。
	計算方法	【複利型】付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算で 6 か月毎の複利計算 【単利型】付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税金		20.315％（国税 15.315％、地方税 5％）の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。 マル優をご利用いただけます。
満期後の商品		初回満期日以降は、同じ期間の年金受給者専用金利上乗せ定期預金「慶び」に自動継続されます。 ※当初預入金額が 1,000 万円未満で自動継続時に継続金額が 1,000 万円を超える場合は書替手続きが必要となります。
中途解約時のお取扱い		この預金は原則として満期日前の中途解約ができません。 お客様から中途解約の申し出があり、当金庫がやむを得ない事由と認めた場合は原則窓口にて受付します。 満期日前の中途解約時には、当金庫所定の中途解約利率を適用します。
預金保険制度		預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。）
手数料		不要
付加できる特約事項		自動継続のものは「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定年利回りに 0.5％上乗せした利率）
苦情処理措置 紛争解決措置		●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室（9 時～17 時、☎0853-20-1000）までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会（☎03-3581-0031）、第一東京弁護士会（☎03-3595-8588）、第二東京弁護士会（☎03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所（9 時～17 時、☎03-3517-5825）までお申し出ください。

詳しくはお近くの窓口または営業担当者までお気軽におたずねください。

中央しんきん